学校徴収金等の管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の状況 |
| 西淀川高等学校 | 複数年度にわたり、学校徴収金の精算が行われていないものがあった。未精算金　　　　　　　　　　　（平成27年10月31日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 人数 | 金額 |
| 24 | 187人 | 941,855円 |
| 25 | 58人 | 502,516円 |
| 26 | 47人 | 315,507円 |
| 計 | 292人 | 1,759,878円 |

 | 　速やかに精算を行い、返還を行えるよう適正な事務処理を行われたい。【校務のチェックリスト＆ナビゲーション】（平成25年12月大阪府教育委員会）XⅢ．会計事務（私費会計）関係１．学校事務等　１～19　（略）　20　卒業者に対する学年費、積立金の精算が適切に行われている。また、卒業や転退学に伴う精算金や修学旅行の不参加者に対する返還金は、速やかに支払いが行われている。学校事務関係チェックシート【私費会計関係】１～２　（略）３　会計の精算処理について　□　卒業年次の学年費の返金を年度内に行っているか。また、返金は口座振込で行っているか。　 | 平成24～26年度（33～35期生）学校徴収金の未精算については、個人別に精査を行い、留年生・退学生分の他期会計への繰り出し、親口座等他会計からの繰り入れにより返金額を確定の上、平成28年12月22日に精算処理を完了した。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成27年12月２日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 勝山高等学校 | 学校徴収金等の滞納について、在学中の生徒については滞納解消に向けての督促を実施しているが、当該生徒が退学・卒業した後は、督促等を行っておらず、計画的な債権回収が行われていなかった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 人　数 | 金　額 |
| 退　学　者 | 121人 | 2,913,791円 |
| 卒　業　者 | 30人 | 775,518円 |
| 計 | 151人 | 3,689,309円 |

（退学・卒業生に係る学校徴収金等滞納者　平成27年３月31日現在） | 生徒の退学・卒業後においても、未納者に対する督促等を積極的に行い、計画的な債権回収に努められたい。

|  |
| --- |
| 【校務のチェックリスト＆ナビゲーション】（平成25年12月大阪府教育委員会）ⅩⅢ．会計事務（私費会計）関係　１．学校徴収金等　　１～17　（略）　　18　未納者に対して書面による督促、電話連絡、家庭訪問などを委行い、計画的に債権回収を行っている |

 | 平成27年３月31日現在の学校徴収金等の滞納者151人について、所在調査を行い、住所が判明した者について催告状及び納付書を、平成28年３月28日、同年５月24日及び同年６月９日に送付した。　今後は、学校徴収金等の滞納者に対し、文書、電話等で督促・催告を行い計画的な債権回収に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成27年11月25日）